

公益社団法人弘前青年会議所

運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人弘前青年会議所定款に基づき、本会議所の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

第2章 役員の職務

(理事長)

第2条 理事長の職務については、定款に定める所務のほか次のとおりとする。

- (1) 本会議所の事業計画の立案及びその実施。
- (2) 本会議所の対外的活動に対する一切の問題の処理。
- (3) 本会議所を代表して、行政機関、関係団体等への折衝並びに応接。

(副理事長)

第3条 副理事長は、理事長の指示のもとに理事長を補佐する。

(専務理事)

第4条 専務理事は、理事長の指示のもとに総務財政に関する一切の事務及び事務局の管理を行ない、本会議所の事務を円滑ならしめる。

(理事)

第5条 理事は理事会に出席し、法令ならびに定款第17条に定める職務および本規程第8条に定める事項を審議処理する。

(監事)

第6条 監事は、本会議所の財産、会計状況の監査及び業務執行状況の監査を行なう。

第3章 会議

(議事録)

第7条 総会議事録について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第57条1項施行規則第11条3項に従い、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事または会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 次に掲げる規定により総会において述べられた意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要

イ法第七十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ロ法第七十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ハ法第百二条

ニ法第百五条第三項

ホ法第百九条第一項

ヘ法第百九条第二項

(4) 総会に出席した理事、監事の氏名

(5) 総会の議長が存するときは、議長の氏名

2 理事会議事録について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条3項施行規則第15条3項に従い、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事または会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
イ法第九十三条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
ロ法第九十三条第三項の規定により理事が招集したもの
ハ法第百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
ニ法第百一条第三項の規定により監事が招集したもの

(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要

イ法第九十二条第二項

ロ法第百条

ハ法第百一条第一項

(6) 法第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、理事長（法第二十一条第一項に規定する代表理事をいう。第十九条第二号ロにおいて同じ。）以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名

(7) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

（理事会の議決事項）

第8条 理事会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 総会で決する以外の規程の変更、廃止に関する事項。
- (2) 総会、理事会及び例会に関する事項。
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職に関する事項。
- (4) 会員異動に関する事項。
- (5) 事業計画及び収支予算の執行並びに事業報告及び決算報告に関する事項。
- (6) 委員会の設置並びに編成に関する事項。
- (7) 委員会活動の助長並びにその調整に関する事項。
- (8) 会員の増強並びに資質向上に関する事項。
- (9) 広報活動に関する事項。
- (10) 褒賞に関する事項。

(11) その他特に必要と認められる事項。

(理事会の運営)

第9条 理事会の議事の運営は、理事会議事運営細則に定める。

第4章 例会

(開催日)

第10条 例会は、原則として毎月7日に開催する。但し、理事会の決議によりこれを変更することができる。

第5章 委員会

(委員会)

第11条 定款に基づいて、本会議所の事業の企画実行のため、委員会を設置する。

2. 委員会の編成、名称、業務及び構成員は、理事会で決議する。

(委員長)

第12条 委員長は、委員会を統轄し、理事をもってこれにあたる。

(委員会の構成)

第13条 理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、監事並びに顧問を除く正会員は、原則としていずれかの委員会に所属するものとする。

2. 委員会の構成は、正会員の希望を勘案し、全般的均衡を考慮してこれを行なう。

3. 委員長は、必要に応じて正会員の中から次の者を指名することができる。

(1) 委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する副委員長。

(2) 会務の運営上の事項を補佐する幹事。

(委員会の開催)

第14条 委員長は、適宜に会議を招集し会務を処理する。

2. 会議の招集は、開催日の7日前までに通知しなければならない。

3. 会議議事の運営に際しては、原則として理事会議事運営細則を準用する。

(計画決定)

第15条 委員会の事業計画及び事業実施計画については、理事会において決議する。

2. 委員会は、理事会の承認なくして対外活動及び他団体との事業の提携をしてはならない。

3. 委員会の事業実施の必要から、実行委員会等の設立に参画する場合は、理事会の承認を必要とする。

(特別委員会)

第16条 本会議所は、特別に必要な事由が生じた時に、理事会の決議により、事由に応じた委員会（以上特別委員会という。）を設置することができる。

2. 特別委員会の名称、業務及び構成員は、理事会で決定する。

3. 特別委員会の長は、理事長もしくは理事長が正会員の中から指名し、理事会の承認を得た者がこれにあたる。
4. 理事会は、特別委員会に対し一定の事項の処理を委託することができる。
5. 特別委員会の構成、開催及び計画決定については、本規程第13条から第15条の規程を準用する。

第6章 褒賞

(表彰)

第17条 本会議所の活動に対して顕著な功績が認められた委員会、会員を、理事会の決議により表彰することができる。

平成27年1月15日改正